

令和4年11月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年11月18日(金)

開会 午前9時33分

閉会 午前10時3分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7番 西依 誠 委員 8番 久富 正ノ介 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農用地利用集積計画について	19件
議案第5号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	12件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより、令和4年11月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。
本日の出席者は11名で、1人若干遅れてお見えになるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一応定足数には達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番、〇〇〇委員と議席番号8番、〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、6筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による、農地等の所有権移転について1件、6筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、経営縮小を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について2件、2筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は、農地として管理できなくなっていた申請地を今まで友人に資材置場として貸していましたが、最近になって処分しようとしたところ、農地法の手続を踏んでいなかったことが分かったため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございます。参考事項の排水計画の雨水は、東側の既存道路側溝へ放流される計画となっております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

2番委員

2番の〇〇です。担当委員として、一言申し上げます。

11月14日に、私と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町の50戸連たんの区域内に所在する農地です。

申請地は、随分前に農地として管理ができなくなってから友人に資材置場として貸していた場所になりますが、農地転用の手続が必要だったことを知り、今回申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。

これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題はないと思われま

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ほかに、ございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、経営規模拡大を進める農業法人が、農業用機械の置場が不足したため、農業用倉庫として転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、パイプ等を通じて北側の既存水路へ放流される計画となっております。また、資金計画については、通帳の写しが添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに、土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地は原則不許可でございますが、例外許可として

農業用施設という事項に該当するため、許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第2号、番号2の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退室)

それでは議案第2号、番号2の案件について、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

担当委員として申し上げたいと思います。

11月の14日に私と〇〇委員、それから〇推進委員、それと事務局の方で現地を確認しております。

今回の申請地は、〇〇町って言いますけれども、実際小郡市、もう県境でございます。この場所も、実際あと2メートルで県境になる所でございます、そういうような場所でございます。

農業法人である申請者は、経営拡大ということで農業機械が増加しております。その関係で置場所が足りないという状態になっておりまして、農業用倉庫を造成するために今回の申請になったということでございます。

地元の区長、これは〇〇町でございますけれども、それと生産組合長、同じですけれども、水利組合はまたこれ別のところからなりますけれども、これ〇町が持ってましてですね、ちょっと形がちょっと違いますけれども、そういう形で同意も全部得ています。

そういうことで、これらの点から今回の農地転用の申請につきましては、特に問題ないと思っております。

以上、担当委員からの意見でございます。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員のほうから、特に問題はないのではないかとというような御意見でございました。

ほかに、ございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、2筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、使用貸借権設定に係るものが2件、2筆申請がございました。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人は、家族が増えたことで現在の住まいが手狭になってきたこと、今後、父親の農業を手伝うこと等を考え、分家住宅を建てるため申請に至ったものであります。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございます。参考事項の排水計画の雨水は北側水路へ放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書の写しが添付をされております。

8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照

をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番委員の〇〇です。地区担当委員として一言申し上げます。

先般、11月14日に私と〇〇委員、事務局で現地を確認いたしましたところです。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地でございます。

申請者は、現在借家に入っておられ、家族がまた増えるということで、手狭になること。また、農業を営む父親の手伝いを行うことを考え、分家住宅を建てるため転用申請されたものでございます。

地元の区長、生産組合長さんからも同意を得てあり、総合的にこれらの観点から今回の農地転用申請については、特に問題はないかと思われまます。皆さんの御審議の方、よろしくお願ひします。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま〇〇委員のほうから特段問題はないのではないかとというような御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の10ページから12ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の10ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者の現在使用している農業用施設が集落の中にあるため度々周囲から苦情を受けていたことから、新しく農業用施設を建てるため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は北側及び西側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、融資証明書、通帳の写しが添付をされております。

11ページに位置図、それから12ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであり、甲種農地と判断をしております。許可の基準といたしましては、甲種農地は原則不許可ですが、例外許可として、農業用施設という事項に該当するため許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

8番委員

8番の〇〇です。申請者は、まだ若くて大規模農家の農業後継者のお1人であります。現在の農業倉庫の場所では乾燥の騒音や物すごいほこりなどで近隣から苦情を受けており、申請農地に農業用の施設を建てたいということです。

また、この申請地は青地で土地改良区の区域内、かん排事業の受益地内ともなっているので、それぞれに決裁金を払って確認済みとなっております。

それから、現地を立ち会った結果としては、雨水排水については、今事務局から言われた

とおり北側、西側の水路に流して、東側の隣地の農地の承諾も得てあるということで特に問題は無いと思われまます。

以上、地元の委員からの説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について19件、67筆でございます。

議案第4号、番号1から番号19につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページから11ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により19件、67筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、11ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について地目「田」での設定面積は記載のとおりでございます、合計が7万7,737.59平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名、水稻、麦の設定面積と件数につきまして

は記載のとおりでございまして、合計で賃借権が62件、7万1,960.59平方メートル、使用賃借権が5件、5,777平方メートルとなっており、総合計が67件、7万7,737.59平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が19名、借人15名、申請枚数は19枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1から番号19について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業における、あっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

詳細については、別冊資料2の農地移動適正化あっせん事業調書を御参照願います。

1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等につきましては、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりです。農地の位置につきましては、2ページの地図のとおりでございます。御確認のほどお願いいたします。

議案第5号は、○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動していただくこととなります。

以上、議案第5号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めますが、議案第5号の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、○○○○○委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは、議案第5号の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○○○○○委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

それでは、次に報告第1号、報告第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、13ページから15ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして12件、18筆が提出され市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に16ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして1件、1筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局より報告をいたしましたので、各委員の皆様方のお目通し方、よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項でございますけれども、委員の皆様から何か御意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

よかですかね。

そしたら、事務局のほうから何か。「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、各委員さん、また事務局のほうから報告事項等ないということでございますので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては令和4年12月20日火曜日、午前9時30分より、本庁の2階第1会議室で開催を予定いたしております。ちょうど12月になりますと議会中でございますので、例年のごとく、2階の第1会議室で行いたいということでございます。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____